

建築設計業務委託契約約款の一部改正 新旧対照表

改正後	改正前
<p>(前金払)</p> <p>第39条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 3.0 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第54条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第39条の規定による前払金があったときは、受注者は、第47条、第48条、第48条の2又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第42条第1項又は第2項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年 3.0 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第46条、第50条又は第51条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第39条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金（第42条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第47条、第48条又、第48条の2は次条第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額を前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年 3.0 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第46条、第50条又は第51条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>3～8 略</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第55条 略</p> <p>2～4 略</p>	<p>(前金払)</p> <p>第39条 略</p> <p>2～6 略</p> <p>7 発注者は、受注者が第5項の期間内に超過額を返還しなかったときは、その未返還額につき、同項の期間を経過した日から返還をする日までの期間について、その日数に応じ、年 2.5 パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを請求することができる。</p> <p>(解除に伴う措置)</p> <p>第54条 この契約が業務の完了前に解除された場合において、第39条の規定による前払金があったときは、受注者は、第47条、第48条、第48条の2又は次条第3項の規定による解除にあつては、当該前払金の額（第42条第1項又は第2項の規定により部分引渡しをしているときは、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）に当該前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年 2.5 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第46条、第50条又は第51条の規定による解除にあつては、当該前払金の額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、この契約が業務の完了前に解除され、かつ、前条第2項の規定により既履行部分の引渡しが行われる場合において、第39条の規定による前払金があったときは、発注者は、当該前払金（第42条第1項又は第2項の規定による部分引渡しがあった場合は、その部分引渡しにおいて償却した前払金の額を控除した額）を前条第3項の規定により定められた既履行部分委託料から控除する。この場合において、受領済みの前払金になお余剰があるときは、受注者は、第47条、第48条又、第48条の2は次条第3項の規定による解除にあつては、当該余剰額を前払金の支払いの日から返還の日までの日数に応じ年 2.5 パーセントの割合で計算した額の利息を付した額を、第46条、第50条又は第51条の規定による解除にあつては、当該余剰額を発注者に返還しなければならない。</p> <p>3～8 略</p> <p>(発注者の損害賠償請求等)</p> <p>第55条 略</p> <p>2～4 略</p>

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相当する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額とする。

6 略

(受注者の損害賠償請求等)

第56条 略

2 第37条第2項(第42条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年3.0パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。

5 第1項第1号に該当し、発注者が損害の賠償を請求する場合の請求額は、業務委託料から既履行部分に相当する業務委託料を控除した額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額とする。

6 略

(受注者の損害賠償請求等)

第56条 略

2 第37条第2項(第42条において準用する場合を含む。)の規定による業務委託料の支払いが遅れた場合においては、受注者は、未受領金額につき、遅延日数に応じ、年2.5パーセントの割合で計算した額の遅延利息の支払いを発注者に請求することができる。